



Q 新たに鳥取県内で電子部品製造事業を開始します。鳥取県には電子部品等

製造業の最低賃金があるようですが、いくらですか。また、県最低賃金は適用されますか。

A 電子部品製造事業場の労働者

電子部品等製造業最低賃金は時間額825円

・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業が適用されます。したがって、事業場労働者の最低賃金は825円です。

ただし、事業場労働者のうち①18歳未満または65歳以上の者②雇い入れ後6カ月未満であって技能習得中の者③主として清掃または片付けの業務に従事する者④手作業により、または手工具もしくは小型動力機を用いて行う「組み線」「取り付け」「包装または箱詰め」の業務に主として従事する者については、電子部品等製造業最低賃金は鳥取県内の電子部品等製造業を営む事業場の労働者に適用されます。同年12月17日に改正され、時間額825円です。

このように、二つの最低賃金の適用を受ける場合には、高い方となり、鳥取県最低賃金が適用されます。